

「産業立地条例」による産業立地促進制度概要

■建築物等の設備投資を行う場合

①一般地域

区分	工場等	研究開発施設 ^{*1}	事務所 ^{*2}	本社機能 ^{*3}	
税 軽 減	不動産取得税	1/2軽減・2億円限度（指定拠点地区への立地又は本社機能立地に限る） 【要件】新規従業員 ^{*4} 11人以上 ※指定拠点地区は要件なし ※土地の範囲は立地促進事業家屋の垂直投影部分に限る。居抜物件及び既存敷地での増築等は軽減対象外。			
	法人事業税	指定拠点地区：1/2軽減（5年間）、その他：1/3軽減（5年間）	1/2軽減（5年間）		【要件】①投資額 ^{*5} が2億円以上（中小企業：1億円以上） ②県内居住新規従業員 ^{*6} 11人以上 【要件】新規従業員11人以上 ※既存企業の既存敷地 ^{*7} の場合、新展開事業 ^{*8} 必要（事務所及び本社機能除く） ※軽減額は立地促進事業に従事する従業者を県内全従業者で課税標準額を按分して算出
補 助 金	設備補助	【補助率】投資額の3%以内 【要件】 ①先端事業 ^{*9} ②投資額が20億円以上 （中小企業：10億円以上）	【補助率】投資額の5%以内 【要件】 投資額が5億円以上	【補助率】投資額の3%以内 【要件】 投資額が10億円 （中小企業：5億円）以上	【補助率】投資額の5%以内
	雇用補助	※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く） 【限度額】上限なし 【交付方法】補助額1億円未満は一括交付、1～5億円は5年分割、5億円以上は10年分割 【補助額】県内居住新規従業員：30万円/人 【限度額】3億円 【要件】①投資額5千万円（事務所及び本社機能立地は除く） ②県内居住新規従業員11人以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）			
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【限度額】100億円 【期間】15年以内（据置期間2年以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用 ^{*10} 11人以上			

②促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町、佐用町）

区分	工場等	研究開発施設	事務所	本社機能	
税 軽 減	不動産取得税	1/2軽減・2億円限度 【要件】県内居住新規従業員6人以上 【要件】新規従業員6人以上 ※指定拠点地区は要件なし ※土地の範囲は立地促進事業家屋の垂直投影部分に限る。居抜物件及び既存敷地での増築等は軽減対象外。			
	法人事業税	1/2軽減（5年間）	1/2軽減（5年間） 【要件】①投資額が1億円以上（中小企業：0.5億円以上） ②県内居住新規従業員6人以上 【要件】新規従業員6人以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く） ※軽減額は立地促進事業に従事する従業者を県内全従業者で課税標準額を按分して算出		
補 助 金	設備補助	【補助率】投資額の5%以内 【要件】投資額が1億円以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）	【補助率】投資額の7%以内	【補助率】投資額の5%以内	【補助率】投資額の7%以内
	雇用補助	【限度額】上限なし【交付方法】補助額1億円未満は一括交付、1～5億円は5年分割、5億円以上は10年分割 【補助額】県内居住新規従業員：60万円/人 【限度額】3億円 新規非正規雇用（県内住所必要、1年以上の継続雇用必要）：30万円/人 【要件】県内居住新規従業員6人以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）			
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【限度額】100億円（融資対象事業費の80%以内） 【期間】15年以内（据置期間2年以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用6人以上			

*1 研究開発施設：研究開発要員が施設の全正規従業員の20%を超え、かつ研究開発用面積が総面積の20%以上又は研究開発投資額が総投資額の20%以上

*2 事務所：対象事業（4ページ参照）を業とする者が事務所を新たに開設するもの

*3 本社機能：3大都市圏等（東京都、埼玉県、神奈川県、京都府、大阪府、愛知県及び政令指定都市）、外国からの本社機能移転、又は県内本社機能の新増設（県内既成都市区域への移転は除く）であって、本社機能（事務所〈調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、管理業務であって、複数の事業所若しくは全社的な業務を行うもの〉、研修所又は研究所〈重要な役割を担うもの〉）の移転・新増設に係る計画を作成し、知事の認定を受け2年以内に事業を開始するもの

*4 新規従業員：立地促進事業等確認日以降に新たに雇用する者又は県外施設から異動してきた者であって、雇用保険に加入する直接雇用者で、期間の定めなく継続雇用される者

*5 投資額：土地代を除いた設備投資額

*6 県内居住新規従業員：新規従業員（※4）であって、新たに雇用される際に県内に住所を有している者、又は配置転換により新たに県内に住所を定めた者

*7 既存企業の既存敷地：既に県内で事業活動を行っている法人が、所有又は賃借している土地

*8 新展開事業：現在実施している事業と日本標準産業分類の細分類を異にする事業、又は製造方法や工程を大きく転換する事業等

*9 先端事業：要領別表に規定する事業又はこれに準ずるものであって立地促進事業の実施に必要な高度な技術を活用するもの

*10 県内常用雇用：知事の認定を受けた立地促進事業に従事し、雇用保険に加入する者（県内住所不要、雇用形態は問わない）

■オフィスビル等に入居する場合

①一般地域

区分	事業所	事務所	本社機能	研究施設 ^{*11}	
税 軽 減	法人事業税	【軽減率】1/3（5年間）		【軽減率】指定拠点地区1/2（5年間） その他1/3（5年間） 【要件】 ①中小企業 ②県内居住新規従業員11人以上	
		【要件】 県内居住新規従業員11人以上	【要件】 新規従業員11人以上		※軽減額は本来の課税額に軽減率と県内全従業者数に占める立地促進事業の従業者数の割合を乗じて算出
		都市再生高度業務地区 【軽減率】1/2（5年間） 【要件】①低未利用地の新設ビルに入居 ②占有床面積3000m ² 以上			
		国際経済地区 【軽減率】1/2（5年間） 【要件】①外国・外資系企業 ②占有床面積1000m ² 以上			
補 助 金	賃料補助 (市町と共同実施) (補助率・額は 県と市の合計)	【補助率】1/2以内 【要件】新規従業員11人以上 【補助額】1,500円/m ² ・月 【限度額】200万円/年 【期間】3年以内		【補助率】1/2以内 【要件】中小企業等 【補助額】1,500円/m ² ・月 【限度額】200万円/年 【期間】3年以内	
		国際経済地区 【補助率】1/2以内 【要件】外国・外資系企業 【補助額】1,500円/m ² ・月 【限度額】200万円/年 【期間】3年以内			
		※国際経済地区進出後3年以内に新規従業員11人以上の外国・外資系企業の場合 【補助額】3,000円/m ² ・月 【限度額】2,000万円/年 【期間】3年以内			
	雇用補助	【補助額】県内居住新規従業員：30万円/人 【限度額】3億円 【要件】 県内居住新規従業員11人以上		【要件】 ①中小企業 ②県内居住新規従業員11人以上 ③投資額5千万円以上	
外資系企業 設立支援補助	国際経済地区 【補助率】1/2以内 【補助額】①市場調査経費等：100万円 【要件】外国・外資系企業 ②法人登記経費等：20万円 ※日本本社に係る経費に限る				
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【限度額】100億円（融資対象事業費の80%以内） 【期間】15年以内（据置期間2年以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用11人以上			

②促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神戸町、赤穂市、たつの市〈旧新宮町の区域に限る〉、宍粟市、上郡町、佐用町）

区分	事業所	事務所	本社機能
税 軽 減	法人事業税	【軽減率】1/2（5年間）	
		【要件】県内居住新規従業員6人以上	【要件】新規従業員6人以上
※軽減額は本来の課税額に軽減率と県内全従業者数に占める立地促進事業の従業者数の割合を乗じて算出			
補 助 金	賃料補助 (市町と共同実施) (補助率・額は 県と市の合計)	【補助率】1/2以内 【要件】新規従業員6人以上 【補助額】1,500円/m ² ・月 【限度額】200万円/年 【期間】3年以内	
	雇用補助	【補助額】県内居住新規従業員：60万円/人 【限度額】3億円 新規非正規雇用（県内住所必要、1年以上の継続雇用必要）：30万円/人 【要件】県内居住新規従業員6人以上	
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【限度額】100億円（融資対象事業費の80%以内） 【期間】15年以内（据置期間2年以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用6人以上	

※11 研究施設：以下のいずれかの対象施設で対象分野の事業を行うもの。

【対象施設】（神戸市内）神戸国際ビジネスセンター、キメックセンタービル、神戸インキュベーションオフィス、神戸バイオメディカル創造センター、神戸臨床研究情報センター、神戸医療機器開発センター、神戸健康産業開発センター、先端医療センター、市民病院前ビル、神戸ハイブリッドビジネスセンター、国際医療開発センター、インターナショナルメディカルプラザ、神戸医療イノベーションセンター、クリエイティブラボ神戸

（尼崎市内）尼崎リサーチ・インキュベーションセンター

【対象分野】①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット（人工知能）、⑤ナノテクノロジー

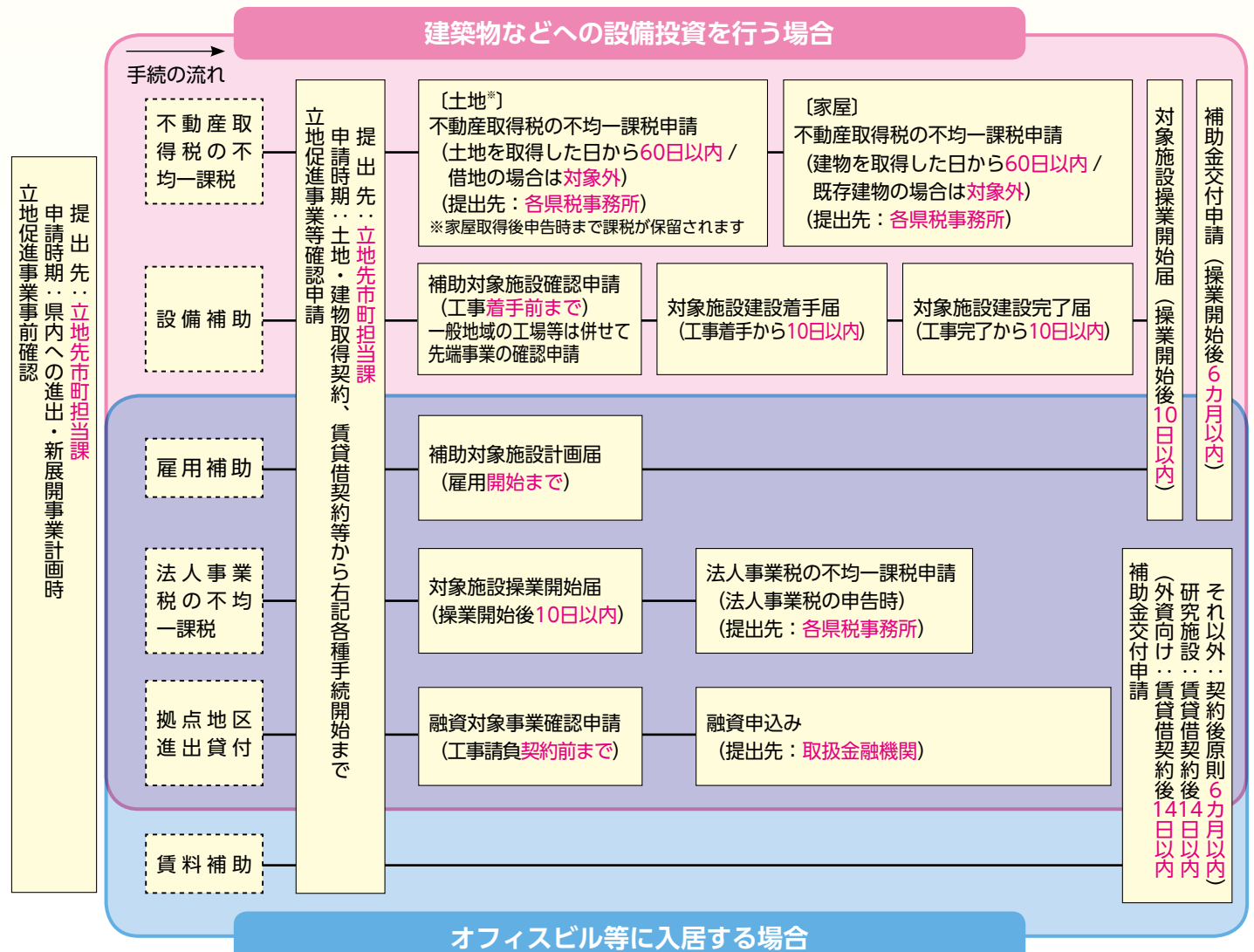
■指定拠点地区

(2020.3.31現在)

<p>国際経済地区（外国・外資系企業の立地に限る）</p> <p>三宮地区（神戸市）、六甲アイランド地区（神戸市）、ポートアイランドⅠ期地区（神戸市）、ポートアイランドⅡ期地区（神戸市）、H A T神戸地区（神戸市）、南芦屋浜（潮芦屋）地区（芦屋市）、播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）、姫路駅前地区（姫路市）、網干地区（姫路市）、広畑地区（姫路市）</p>
<p>工場立地促進地区</p> <p>神戸ポートアイランド地区（神戸市）、神戸テクノ・ロジスティックパーク（神戸市）、神戸サイエンスパーク（神戸市）、神戸市兵庫区南部地区（神戸市）、尼崎リサーチコア地区（尼崎市）、尼崎臨海地区（尼崎市）、尼崎フェニックス事業用地（尼崎市）、北摂三田テクノパーク（三田市）、北摂三田第二テクノパーク（三田市）、ニュー三田インダストリアルパーク（三田市）、高砂工業公園（高砂市）、高砂臨海地区（高砂市）、二見臨海地区（明石市・播磨町）、ひょうご情報公園都市（三木市）、にしわき上比延工場公園（西脇市）、小野市浄谷南地区（小野市）、加西東産業団地（加西市）、加西南産業団地（加西市）、加西鎮岩地区（加西市）、加西インター産業団地（加西市）、ひょうご東条ニュータウンインターパーク（加東市）、滝野工業団地（加東市）、多可町多田地区（多可町）、多可町市原地区（多可町）、夢前工業団地（姫路市）、姫路臨海地区（姫路市）、神河町粟賀町冷田（神河町）、神河町吉富才ノ久子（神河町）、赤穂磯産業団地（赤穂市）、赤穂臨海地区（赤穂市）、播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）、太子地区（太子町）、豊岡中核工業団地（豊岡市）、三方東部工業団地（豊岡市）、豊岡市出石中川（豊岡市）、和田山弥生が丘（朝来市）、生野工業団地（朝来市）、山東工業団地（朝来市）、和田山工業団地（朝来市）、養父市大藪（養父市）、養父市南部（養父市）、新温泉町福富（新温泉町）、篠山中央（篠山市）、篠山市犬飼・初田（篠山市）、氷上工業団地（丹波市）、市島町下友政（丹波市）、青垣工業団地（丹波市）、山南工業団地（丹波市）、春日町七日市（丹波市）、淡路津名（志筑）（淡路市）、淡路津名（生穂）（淡路市）、淡路津名（佐野）（淡路市）、夢舞台・鶴崎（淡路市）、五色町鮎原（洲本市）、五色町鳥飼浦（洲本市）、南あわじ市企業団地（南あわじ市）</p>
<p>都市再生高度業務地区</p> <p>神戸三宮駅周辺地区（神戸市）</p>

指定拠点地区は随時追加しています。最新の指定状況は制度のページ（裏表紙「よくある質問」の7に掲載）をご覧ください。

■補助金等に係る申請手続



※事業認定日以降の雇用及び投資（契約又は発注）が支援対象となります。

よくある質問

1 支援を受けるためには、どのような要件がありますか。

産業立地条例の支援を受けるためには、立地促進事業（6ページ参照）に該当することの知事の確認（認定）を受けることが必要です。また、立地形態により以下の要件を満たす必要があります。

- ・建物を建設する場合：土地の取得日又は賃借開始日から1年以内に建物の建設工事に着手すること。（既存敷地での新展開事業の場合は当要件なし）
- ・既存建物を取得する場合、建物を賃借する場合：それぞれ取得日と賃借開始日から1年以内に操業開始すること。
- ・本社機能立地の場合：事業認定を受けてから2年以内に操業開始すること。

2 立地促進事業の申請期限はありますか。

操業開始日の14日前まで（外国・外資系企業が5ページの国際経済地区で6ページの「7国際化に関連する分野」の事業を行う場合は事業開始日まで）に、進出先市町に申請書を提出する必要があります。ただし、事業認定日以降の雇用及び投資（契約又は発注）が支援の対象となりますので、立地が決定しましたら早い時期にご相談ください。

3 既存建物を取得する場合も対象になりますか。

不動産取得税軽減の対象にはなりません、その他支援は活用できます。

4 雇用補助と設備補助の補助対象期間はいつからいつまでですか。

事業認定日から操業後6カ月以内までの期間の雇用や投資（契約又は発注）が補助対象です。

5 要件の新規正規雇用者数はいつまでに達成する必要がありますか。

不動産取得税軽減では操業開始日、法人事業税軽減では操業後直近の決算日、雇用補助では補助金交付申請日（外国・外資系企業が5ページの国際経済地区で6ページの「7国際化に関連する分野」の事業を行う場合は操業開始後36カ月以内、それ以外は操業後6カ月以内）の時点で達成している必要があります。

6 設備補助の対象はどのようなものですか。

認定事業のための所得税法施行令第6条第1号から7号に掲げる資産（建物・附属設備、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、及び工具・器具・備品）の新たな取得及び設置にかかる費用が補助対象です。ただし、同事業の実施に必要なものを除きます。（福利厚生施設・駐車場・撤去費等）

7 申請書の様式はどこで入手できますか。

兵庫県ホームページ内の制度のページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html）に掲載しています。

お問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局産業立地室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館6階

電話：078-341-7711（代表）

E-mail: sangyorichi@pref.hyogo.lg.jp